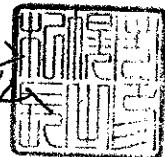


札幌市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年9月30日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第40号

### 札幌市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

札幌市生活保護法施行細則（昭和47年規則第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 第29条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第1項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改め、同条第2項中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金支給申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下通知書」に改める。

(2) 様式8を次のように改める。

様式 8

進学・就職準備給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市 区保健福祉部長

申請者（進学する者又は就職する者）

住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学・就職先（大学等名、会社名等）  
名称 \_\_\_\_\_
- 4 進学・就職後の居住先  
 進学・就職前の住宅と同じ。  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由  
\_\_\_\_\_

6 進学・就職準備給付金の振込先（申請者の口座に限ります。）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合

店 名 \_\_\_\_\_ 本店・支店（ゆうちょ銀行以外）

預金種類  普通  当座

口座番号（ゆうちょ銀行以外）

			-								
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

記号番号（ゆうちょ銀行のみ）

			-								
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

口座名義人 \_\_\_\_\_ (カナで記載してください。)

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありません。

※ 上記の店名、口座番号、口座名義人等が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

- (3) 様式9中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。
- (4) 様式10中「進学準備給付金支給申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。